

## 防災地域建設委員長報告

令和7年2月定例会

防災地域建設委員長報告をいたします。

防災地域建設委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案8件、「宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について」など一般事件案3件、「令和7年度島根県一般会計予算」など予算案20件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第39号議案「島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の条例案1件、及び第3号議案「令和7年度島根県一般会計予算」、第20号議案「令和7年度島根県水道事業会計予算」、第21号議案「令和7年度島根県宅地造成事業会計予算」の予算案3件については賛成多数により、またその他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、主なものについて報告します。

第3号議案については、中国電力からの人件費相当額の負担金を受領することは原発マネーに依存する島根県の財政構造をさらに加速させるものであり、島根県政の在り方がゆがめられかねない。最大の原子力安全対策は島根原発2号機の稼働をやめることであるとの理由から反対であるとの意見がありました。

第20号議案については、水道利用に係る受益者負担を軽減するため用水供給単価を下げていくべきであり、そのために一般会計からの繰り入れなど政策的な対応が必要であるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、いずれの議案も賛成多数により、原案のとおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第3号議案「令和7年度島根県一般会計予算」のうち、地域振興部所管分についてであります。

「中山間地域総合対策推進事業」について、委員から地域を支える人材が固定化し

ている現状もあり、人材の確保、次世代を担うリーダーや指導者の育成にしっかり取り組んでほしいとの意見がありました。執行部からは、人口減少、高齢化が進む中で、特定の人に負担がかかっている現状は認識しており、人口が少ない中でも、研修会などを開催し、活躍していただける人材を増やしていきたい、また、圏域ごとに地域の事情や課題が異なるため、圏域ごとに方法を工夫しながら、少しでも多くの方に活動してもらえよう取組を進めたいとの回答がありました。

次に、第38号議案「島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について委員から、今回の改正により、今まで建築確認の必要がなかった工事における申請手続きが新たに生じるなどの課題に対し、県としても事業者への丁寧な説明など必要な対応をお願いしたいとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、企業局所管事項についてであります。執行部から報告のありました「江津高野山風力発電所7号機の故障に伴う対応について」では、委員から故障を機に休止とせず、故障したパーツを交換し、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）適用期間後も、運転をすることで売電収入が見込めるのではないかと、との質問があり、執行部からは故障したパーツ以外の風車本体にも劣化がきており、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）適用期間後の売電契約を行う場合、採算的に厳しい試算となっていることから、休止の判断としたとの回答がありました。

次に、土木部所管事項についてであります。執行部から報告のありました「今後10年間の公共土木事業の実施方針の一部改訂について」では、委員から歩道整備等の交通安全事業に関連して、通学路等の横断歩道の白線が消えているなど、整備が必要な箇所が多くあり、所管は公安委員会であるが、土木部での把握の状況について質問がありました。執行部からは通学路交通安全プログラムに基づいて教育委員会や警察、国県市の道路管理者などが参画して定期的に合同点検を実施している中で状況を把握し、各管理者が対策を行っているとの回答がありました。

次に、防災部所管事項についてであります。執行部から報告のありました「航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の追加配備について」では、委員から美保基地周辺の住民の意見を聞くことにしているかとの質問がありました。執行部からは松江市、安来市へ意見照会をしているが住民説明会等の必要性は、まず地元である両市で考えられることとの回答があり、委員からは仮に戦闘があった場合、基地周辺地域の住民が最も危険になることを踏まえ、地域住民の意見をしっかりと把握してほしいとの意見がありました。

最後に、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の設置に係る事前

了解に関する本委員会の調査結果について報告いたします。なお、以下この報告では特定重大事故等対処施設及び3系統目の所内常設直流電源設備について「特重施設等」と省略して表現させていただきます。

まず、昨年11月26日に開催しました本委員会において、執行部から原子力規制委員会が島根原発2号機の特重施設等に係る設置変更を許可した旨の報告を受けました。

12月13日に開催した本委員会において、中国電力及び原子力規制庁に対して参考人招請を行いました。また、執行部からは国の審査結果に係る県の確認結果について説明を受けました。

中国電力からの特重施設等の概要についての説明に対し、委員からは島根原発2号機におけるテロ対策等の現況、特重施設等の設置による事故対応上の利点、設備が増えることに伴い、使用手順が複雑化しても設備を混乱なく使用するための対応について質問がありました。

これに対し、中国電力からは可搬型設備の分散配置といった対策により、現時点でもテロ等に対する備えはあるが、更なるバックアップ体制として特重施設等を設置することにより島根原発2号機の安全性の向上やテロ対策の強化といった利点がある。また、設備使用の手順書を作成し、その手順書に基づいた体制を整え、操作に係る教育や訓練にしっかりと取り組んでいくとの回答がありました。

別の委員からは、特重施設等のハード面の安全対策と法令遵守・コンプライアンス重視などソフト面の対策を両面で強化してほしいとの意見がありました。

続いて、原子力規制庁から特重施設等の審査結果について説明を受けました。

委員から特重施設等の設置までに重大事故の発生も想定され得ることからすると、特重施設等の設置期限を当初の新規制基準施行後5年以内から、設計及び工事計画認可後5年以内へ変更したことは安全対策を軽視しているのではないかとの質問がありました。

これに対し、原子力規制庁からは特重施設等は重大事故対策の信頼性向上のためのバックアップ施設であり、設置の有無が直ちに安全性に影響を与えるものではないことから、まずは島根原発2号機本体の工事計画の審査をしっかりと行い、さらに安全性を高めるためのバックアップ施設の審査は、その認可後5年以内とした方が合理的であるとの判断から運用を変更したとの回答がありました。

また、委員から中国電力の安全文化醸成について規制機関として厳正に監視、指導をしてほしいとの意見があり、原子力規制庁からは、事業者が自ら整備した保安規定や管理体制について審査を行っているが、審査が通ったからよいというものではなく、その後の検査などにより保安規定の遵守状況やマニュアルどおり管理されてい

るかを確認するなど、しっかりとチェックしていきたいとの回答がありました。

別の委員からは、審査において水源の確保の他、耐震性や津波に対する防御能力についてどのようなことを確認したのか、また、アメリカ同時多発テロのような航空機の衝突による大規模火災を想定した審査が行われたのかとの質問がありました。

これに対し、原子力規制庁からは水量の確保だけでなく、水を供給するための配管や電源についても今あるものよりも相当頑健な係数を掛けて設計していることや、想定を超える津波が仮に発生し防潮堤を超えたとしても水密扉の設置などにより施設に影響が出ないように対策を講じていることを確認している、また、航空機の衝突の際に生じる大規模火災の影響評価も含めシミュレーションや確認をしているとの回答がありました。

また、航空機衝突のような外部からの支援を受けにくい重大事故が発生した場合も想定して審査が行われたのかとの質問に対し、発生から7日間は自力で対応し、その間に外部からの支援を整えることを確認しており、詳細は保安規定の審査等できちんと確認していくとの回答がありました。

続いて執行部から国の審査結果に係る県の確認結果について説明を受けました。

委員からは、原子力規制庁の審査結果に対する専門家からの意見について質問がありました。

これに対し執行部からは、原子力安全顧問から審査の結果を疑問視する意見はなかったが、今後に向けて、特重施設等の設置という新たな対策から生じる問題にも留意すべきとの意見や、教育訓練は安全対策を講じる上で最も重要であることから、効果をあげられる方法を検討してほしいとの意見があったとの回答がありました。

別の委員からは、特重施設等を運用するための要員が常時配置されるとのことだが、要員のモチベーションは保たれるのかとの質問があり、執行部からは中国電力においては、こうした重大事故等に対応できる要員を常時確保する方針であり、県としてもそうした面も意識して状況を注視していくとの回答がありました。

次に、3月7日に開催した本委員会において、まず執行部からは、周辺自治体はいずれも特重施設等の設置を了承する旨の考えであり、県としても、特重施設等は、島根原発2号機の安全性を高める施設であることから速やかに設置を進める必要があると考えているとの説明がありました。

そして、あらためて中国電力に対して、特重施設等について、

- ・関係法令及び安全協定等を遵守し、作業員の安全を第一にできるだけ早期の設置が行われるよう工事を進めること
- ・関係自治体などに対して、引き続き丁寧な情報提供を行うこと、安全対策設備の運用に当たっては、核物質防護の観点から情報管理を徹底するとともに、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関し

ても充実・強化を図る取組を継続して行うこと

- ・高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を取り入れるなど、引き続き安全対策に取り組むことなどを要請すること

原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府に対しても、

- ・特重施設等の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査等を厳格に行うこと、原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑にできるよう道路整備等の支援の拡充を行うこと

- ・複合災害時には初動段階から国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を強化することなど必要な要請を行う

との説明がありました。

これらの説明に対し、委員からは、島根原発2号機は既に稼働しており、引き続き安全に運転していくことが重要である。その上で、再稼働判断時に要請した事項の実施、安全確保に向けた取組などを推進することを条件として、特重施設等の設置の事前了解に賛成するとの意見がありました。

一方、別の委員からはあらためて特重施設等の設置の期限を先延ばしにしたことの妥当性を問う質問があり、執行部からは、新規制基準では故意による航空機の衝突やテロ等により、仮に大規模な損壊が生じた場合でも対策がとれるよう、可搬型設備の分散配備や体制、手順を定めて人的な対応ができるようにすることが求められており、島根原発2号機については、既に必要な対策は実施済みであることを確認している。今回、設置しようとしている特重施設等は、この対策のバックアップとして対策の有効性を高めるものであるとの回答がありました。また、委員から特重施設等を設置しても安全に不安が残るものであり、原発を廃炉とすることが、一番の安全対策であるとの意見がありました。

知事から意見を求められた島根原発2号機の特定重大事故等対処施設等の設置については昨年11月からこれまでにわたる委員会での参考人からの聴取や議論の結果及び執行部の考え方を踏まえ、防災地域建設委員会としての判断を協議しましたので、その結果を申し上げます。

島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等に係る設置については、挙手による採決を行った結果、賛成多数により了承することといたしました。

その上で、県から中国電力、原子力規制委員会など国の関係機関に対して、必要な事項を要請することについても、了承することといたしました。

以上、防災地域建設委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。